大規模小売店舗立地法附則第5条第1項の規定による届出

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号)附則第5条第1項の規定により、次のとおり大規模小売店舗に関する届出に係る事項の変更の届出がありました。

当該届出及び経済産業省令で定める事項を記載した書類は、令和5年9月15日から令和6年1月15日までの間、山口県産業労働部経営金融課及び山陽小野田市経済部商工労働課において公衆の縦覧に供します。

令和5年9月15日

山口県知事 村 岡 嗣 政

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

名 称 リブホール小野田店・ウォンツ北竜王店

所在地 山陽小野田市北竜王町5676の1

2 届出者の氏名又は名称及び住所並びに代表者の氏名

氏名又は名称	住 所	代表者の氏名
株式会社サンリブ	北九州市若松区本町二丁目17番1号	菊池 毅
株式会社ツルハグループドラッグ&ファーマシー西日本	広島市西区井口明神一丁目1番10号	村上 正一

3 変更に係る事項の概要

(1) 大規模小売店舗内の店舗面積の合計

変更前	変更後
1, 599 m²	2, 654 m ²

(2) 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項

事項	変更前	変更後
駐車場の収容台数	73台	121台
駐輪場の位置	縦覧に供する届出書類に示すとおり	
駐輪場の収容台数	18台	28台
荷さばき施設の位置	縦覧に供する届出書類に示すとおり	
荷さばき施設の面積	84 m²	134 m²
廃棄物等の保管施設の位置	縦覧に供する届出書類に示すとおり	
廃棄物等の保管施設の面積	21 m³	26 m³

(3) 大規模小売店舗の施設の運用方法に関する事項

事 項	変更前	変更後
大規模小売店舗において小売 業を行う者の開店時刻	株式会社ツルハグループドラッグ&ファーマシー西日本 -	株式会社ツルハグループドラッグ&ファーマシー西日本 午前9時
大規模小売店舗において小売 業を行う者の閉店時刻	株式会社ツルハグループドラッグ&ファーマシー西日本 -	株式会社ツルハグループドラッグ&ファーマシー西日本 午後10時
来客が駐車場を利用すること ができる時間帯	午前8時30分から 午後8時30分まで	午前8時30分から 午後10時30分まで
駐車場の自動車の出入口の数	3箇所	4 箇所
駐車場の自動車の出入口の位 置	縦覧に供する届出書類に示すとおり	

4 届出年月日 令和5年9月4日

5 変更年月日 令和6年5月5日